第 1 章

自殺対策計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

我が国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超え、平成22年以降は7年連続減少しているものの、いまだ年間2万人を超えています。自殺死亡率*は、主要先進7か国*で最も高い状況となっています。また自殺は、15~39歳の若い世代の死因の第1位となっており、若年層の自殺が深刻な状況となっています。

国は、平成18年に「自殺対策基本法*」を施行し、平成19年にはこの法律に基づき、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱*」が閣議決定されました。平成24年8月にはこの大綱の全体的な見直しが行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことが明示されました。

平成28年3月に「自殺対策基本法」を一部改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と定義し、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」では、平成38(2026)年までに自殺死亡率を平成27年の18.6と比べて30%以上減少させ、13.0以下とすることを数値目標として掲げています。また、都道府県・市町村に対して、地域の実情に即した自殺対策の施策に関する計画策定を求めています。

東京都は、効果的な自殺対策を総合的に推進するため、平成21年3月に「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を改正し、平成30年6月には、「東京都自殺総合対策計画」を策定しました。国の大綱の目標に合わせ、自殺死亡率・自殺者数を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標としています。

*主要先進7か国 アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・日本・カナダ・イタリア



(2) 趣旨

自殺対策は、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組により、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられることが重要です。そして、自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があることを踏まえ、対策を進めるにあたっては、保健、医療、福祉、教育、労働そのほかの関連施策との有機的な連携が図られることが必要です。市は、市民に最も身近な自治体として現状の把握と分析を進め、効果的に自殺対策の施策を展開していく必要があります。

下図は、NPO法人ライフリンクが行った、自殺で亡くなった方についての自殺実態調査から見えてきた自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)です。図中の〇印の大きさは、要因の発生頻度を表しており、大きいほどその要因を抱える頻度が高いことを表します。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。自殺の直接的な要因としては、うつ状態の〇印が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し、複雑に連鎖しています。

自殺は平均4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖プロセスは、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。

自殺は, 平均すると 職場環境 4つの要因が複合的に の変化 D۷ 連鎖して起きている 犯罪被害 アルコール 事業不振 被虐待 職場の 保証人 人間関係 問題 過労 仕事の 悩み いじめ 失恋 DV その他 性暴力 身体疾患 失業 育児の悩み 関する悩み 負債 家族の ひきこもり 高校中退 不明 非正規 生活苦 病苦 うつ状態 家族間 精神疾患 の不和 自殺

[「1000 人実態調査」から見えてきた自殺の危機経路]



資料:自殺実態白書2013 (NPO法人ライフリンク)

調布市は、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、共に 生きることを支えるための取組を包括的に推進していくために、「自殺対策についての 基本認識」を踏まえ、「調布市自殺対策計画」を策定します。

【自殺対策についての基本的な考え方】

(認識)

◎ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、役割喪失感、過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまうと考えられています。

(方針)

◎ 社会全体の自殺リスクを低下させる

「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である」との認識の下、自殺対策を、 生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひと りの生活を守るという姿勢で展開するものです。

◎ 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

自殺対策は「生きることの阻害要因 *1 」を減らす取組に加え,「生きることの促進要因 *2 」を増やす取組を行い,双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で,生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

- *1「生きることの阻害要因」とは、自殺のリスク要因のことで、失業や多重債務、生活苦等により生きづらさを感じる要因のこと。
- *2「生きることの促進要因」とは、自殺に対する保護要因のことで、自分を大切にする自己肯定感 や、信頼できる人間関係などにより、危機回避能力が高くなる要因のこと。

◎ 様々な分野の生きる支援との連携を強化する

自殺に追い込まれようとしている人の自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、 社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、そのためには、様々な分野の施策、 人々や組織が密接に連携する必要があります。

◎ 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景は、理解されにくい現実があり、 そうしたことへの理解を深めることも含めて、誰かに援助を求めることが適当であるという ことが、社会全体の共通認識として普及啓発を行う必要があります。

「自殺総合対策大綱※」一部参考

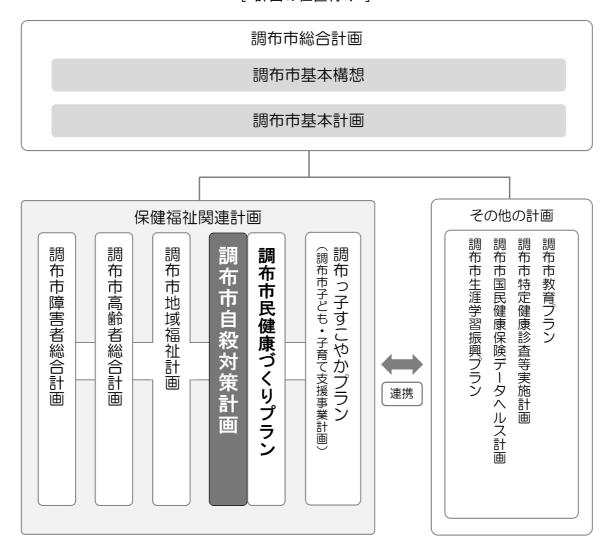


2 計画の位置づけ

調布市自殺対策計画は、「調布市民健康づくりプラン(第3次)」の健康づくりの3分野の「こころの健康」と関連するものであり、平成28年に改正された「自殺対策基本法*」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱*」等の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

「東京都自殺総合対策計画」や調布市の上位計画である「調布市総合計画」,関係する他の計画との整合性・連携を図りながら対策を進めていきます。

[計画の位置付け]





3 計画の期間

この計画の計画期間は、平成31(2019)年度から平成36(2024)年度までの6年間とします。

[自殺対策に関する計画等の期間一覧]

											H28									
国	2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015												●自殺対策基本法 一部改正							
	●自殺総合対策大綱 閣議決定 ●一部改正						●自殺総合対策大綱 見直し●自殺総合対策大綱 閣議決定													
都	●東京における自i						段総合対策の基本的な取組方針					双正 東京都自殺総合対策計画								
調布市	(平成13年度~)第4次調布市総合計画							第5次調布市総合計画												
	調布市民健康づくりプラン								市民健	康づ	くりプラン			調布市民健康づくりプラン (第3次)						
									(第2次)				調布市自殺対策計画					画		

[他の計画期間の一覧]

計画名	計画期間						
調布市総合計画	平成25年度~平成34(2023)年度						
調布市健康づくりプラン(第3次)	平成30年度~平成34(2023)年度						
調布っ子すこやかプラン	平成27年度~平成31年度						
調布市地域福祉計画	平成30年度~平成35(2024)年度						
調布市高齢者総合計画	平成30年度~平成32(2022)年度						
調布市障害者総合計画	平成30年度~平成35(2024)年度						
調布市教育プラン	平成31年度~平成34(2023)年度						
調布市特定健康診査等実施計画	平成30年度~平成35(2024)年度						
調布市国民健康保険データヘルス計画	平成30年度~平成35(2024)年度						
調布市生涯学習振興プラン	平成25年度~平成34(2023)年度						



